

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

発表会で改善事例共有

「互いに学び合う」姿勢を重視

UACJ

特集Ⅱ

「人手不足労災」に対応する組織づくり 上

ランスタッドEAP 総研 川西由美子 山越薫

ニュース

労災保険の区分見直しへ

厚労省 平成33年度改定に向け

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2313

9

2018

1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 東京会
瀨本絵美社会保険労務士事務所

所長 瀨本 絵美

アルバイト店員が接客中に利用客に暴行される

■ 災害のあらまし ■

Aはコンビニでアルバイトをしている女子学生であり、Bはそのコンビニの近くに住んでいる会社員。日用品などの購入でコンビニを利用しているBは、明るく元気なAの接客に好意を寄せるようになった。その後、Bは頻繁にそのコンビニを訪れるようになり、レジの際にAとたわいのない話をしたり、出退勤途中のAに会って挨拶をするうちに、恋愛感情を抱くようになった。恋愛に奥手であったBは、Aに気持ちを伝えることもできず思い悩んでいたところ、Aが退勤後に交際相手の男性と待ち合わせしているのを偶然見かけ、自分とは付き合ってくれないとさらに思い悩み、夜も寝られない精神状態となってしまった。

思い悩んだBは意を決して、Aが勤務している時間帯にコンビニを訪れ、「その男と別れて自分と付き合いたい」と詰め寄ったところ、Aが大きな声を出して逃げようとしたため、逆上したBはAの顔を殴りつけて負傷させてしまった。

■ 判断 ■

Aは業務中に負傷したとして労働者災害補償保険法に基づく給付の請求を行ったが、業務起因性は認められないとして業務外となった。

■ 解説 ■

業務災害とは、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、障害または死亡であり、業務上とは、業務が原因となったことであり、業務と傷病などとの間に一定の因果関係が存在することが要件となっている。また、業務災害に対する労働者災害補償保険法に基づく保険給付は、労働者が就

第273回

業中に発生した災害に対して行われ、就業時間内に事業場施設内で業務に従事している場合が該当する。これらは、労働者の職務や事業場の設備の管理状況などが原因となって発生するものであるため、通常、業務災害と認められるが、次の例外がある。

①労働者が就業中に私用（私的行為）を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それが原因となって災害を被った場合

②労働者が故意に災害を発生させた場合

③労働者が個人的なうらみなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合

④地震、台風など天災地変によって被災した場合

③の第三者の暴行による災害は、他人の故意に起因するものとして一般的には業務に起因するものとはいい難いとして業務災害に該当しないと判断されるが、第三者の暴行と被災者の職務の性格内容がどのように関連するかなどを考慮し、災害が明らかに業務と相当因果関係にあり格別の事情があると認められる場合に限り、業務災害に該当するものとして取り扱われることがある。

今回のケースが業務に起因すると認められる格別の事情があるかどうかについては、下記の理由により認められなかった。

1. Aの職務行為がBの暴行を直接誘発したわけではない

Aは出勤時や勤務中にBに話しかけられたため対応しただけであり、Aが職務上の行為としてBに対応したことで誘発されたものではない。

2. Aの職務内容が暴行を間接的に誘発しているが、それは偶然に過ぎない

BがAを知り恋愛感情を持つに至った契機として、Aがコンビニでレジ係をしてB



と接したという事実はあるが、店員と客が知り合うことは偶然なことであり、AのBへの対応は他の客と同様、事務的なものに過ぎない。つまり、職務内容が恋愛感情やそれに基づく反感や怨みを誘引するものであるとはいい難く、Bが恋愛感情を抱くようになったのは偶然であり、Aの職務内容とBの暴行との間には相当の因果関係がない。

負傷した女性店員には非常に酷な話ではあるが、前述した通り、労災としては認められなかった。ただし、労災にならないからと会社として何も対応しなくてよいというわけではない。今回のように接客される立場にある「客」側からのストーカー行為は、従業員も会社も強い態度で出ることができない相手だけに、その行為は長期化しやすい傾向にあるが、解決するためには会社と従業員とが一緒になって対応することが重要である。例えば、ストーカーが現れた際は、その被害に遭っている従業員を隔離したり、出勤時間帯を調整したり、ストーカーの行動があまりにも過剰である場合は、会社だけで対応するのではなく、警察に相談するなどの対応が必要である。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp